

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
茨城県久慈郡金砂郷町

- 2 構造改革特別区域名称
金砂郷町幼保一体的運営特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
茨城県久慈郡金砂郷町の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

当区域の地形は南北に長く、南部地区は平坦な水田地帯で、北部地区は山林が多い畑作地帯となっている。人口は、昭和20年代後半をピークに急激に減少しているが、近年、南部地区において民間業者による宅地開発が進み一時的に人口増加がみられ、人口減少にやや歯止めがかかっている。しかし、北部地区の著しい人口減少など、過疎化によって多くの分野で担い手不足が深刻な状況となっており、地域の経済的社会的基盤の維持が困難となることも懸念されている。

出生数は、昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。このため、幼児同士のふれ合う機会が減少し社会性を育むうえで課題が生じてきている。

当区域内の幼稚園は、南部地区2園、北部地区2園の計4園、保育所は1所であり、このうち北部地区の幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営している。当区域では、幼児数が一時的に増加した地区と少子化が著しい地区が混在していることから、子育て支援のための多様な施策が求められるなど、少子化対策への取り組みが重要な課題となっている。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

子どもの豊かな人間性と社会性を育むうえで、幼児期に様々な体験をすることにより心身の発達を助長することが重要であるが、当地区では少子化や核家族化が進み、幼児の社会性を育むうえで課題が生じている。

このため、平成12年度から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する

指針」に基づく幼保合築施設である「こどもセンター」において、施設の共用によって幼保の連携を図り幼児同士のふれ合いを促進しているが、特区として幼稚園児、保育所児の合同活動が容認されることにより、幼保合築施設の利点が最大限に活用されると期待できる。また、これにより子どもの豊かな人間性と社会性を涵養していくうえで大きな効果を生むことになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

少子化が進み幼児数全体が減少するなかで、「こどもセンター」では幼保合築施設でありながら、幼稚園、保育所がそれぞれ別々に年齢に応じたクラス編制を行っているため、必然的に1クラスの人数は少なくなり、集団のなかでたくましく子どもを育むうえで課題が生じてきている。

そのため、幼稚園児、保育所児の合同クラスを編成することにより、幼児期からできるだけ多くの人と接し、社会性や創造性を育む機会を提供していくこととしたい。これにより、保護者の子育てへの不安の解消に努めるとともに、今後は幼稚園における預かり保育の実施など、保護者が利用しやすい制度を実施していくものとする。また、合築施設によって実現可能となった幼保一体的運営を一層推進することにより、少子化に対応した幼児の保育環境を整備し、幼児の豊かな人間性と社会性を育み、地域の活性化にもつなげていきたい。さらには、当区域の成果を全国的な構造改革へ波及させられるよう真に効果ある事業とするよう努力したい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

同じ地域の子どもでありながら保護者の事情の違いにより、幼稚園と保育所に別れ、異なる活動をしていたが、特区の導入により一緒に遊び、活動することで子ども同士の交流が深まり、小学校入学後も円滑な行動が期待できる。

特区において、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年度においては、5歳児28名（幼稚園15、保育所13）となっている。幼児数は減少傾向にはあるが、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の特例措置を開始する平成16年度以降は、3歳児・4歳児も対象とすることで、今後3年程度は約100名、その後も80名から90名の幼児が合同活動を行うことができると見込んでいる。

幼稚園及び保育所において保護者が参画する行事においては、双方の保護者が参加しやすい工夫をすることで、保護者同士の交流も促進され、住みよい地域づくりが展開される。また、年度途中で保護者の就職または離職というような状況の変化があっても、子どもにとってはクラスや担任の変更がな

く安定した保育環境を保つことができる。

さらに、特区の導入にあわせて預かり保育を実施することにより、保護者に時間的ゆとりが生まれ、女性の社会参加が促進され地域の活性化にもつながることが期待できる。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

当区域においては、「保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業」の実施にあわせ「こどもセンター」の金郷幼稚園において預かり保育を実施する。

また、幼稚園児には保育所児と同一の給食を実施することにより、食生活の指導においても幼保の合同活動を実現したい。なお、職員については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する者の採用及び給料表の統一を既に実施済みである。

さらに、特定事業の実施にあわせ「入園・入所手続き一元化」を実施する。これは、幼稚園、保育所それぞれ異なっていた募集案内等を統一的行うとともに、入園・入所申込書を幼稚園、保育所、教育委員会事務局のいずれの窓口でも受領できるようにしたうえ、全幼稚園及び保育所の申し込み状況を「こどもセンター」で一元的に把握し、保護者からの相談等にも一括して対応できる体制を整え、保護者の利便性を向上させるものである。

これらによって、幼稚園、保育所の一体的運営を一層促進し、保護者の子育てに対する多様なニーズに応えるとともに、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養することを目指すものである。

なお、「こどもセンター」の設置にあわせ既に平成12年度から同施設において、幼稚園児・保育所児以外の地域の未就学児及び保護者を対象に施設解放、育児講座、育児相談などを内容として実施している「地域子育て支援センター事業」を今後も継続して実施し、子育てを支援する体制の整備を図っていくこととしている。

別紙

1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260㎡（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

ただし、5歳児については認定後速やかに適用し、3歳児及び4歳児については、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで、平成16年4月から適用を開始する。

4 特定事業の内容

事業に関与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園・保育所合築施設である金砂郷町立こどもセンターうぐいすにおいて幼稚園児及び保育所児等の合同活動を行う。

ただし、5歳児については認定後速やかに合同活動を実施するが、3歳児及び4歳児については、「保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の認定を受けたうえで、平成16年4月から適用を開始する。

5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では幼稚園4園、保育所1所を設置し、このうち幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営しているが、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、幼稚園設置基準の専任規定に関して特例措置を適用することにより、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

別紙

1 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

金砂郷町立こどもセンターうぐいす

施設の設置主体：金砂郷町

施設の規模：床面積 1,260 m²（木造平屋）

施設の所在地：茨城県久慈郡金砂郷町大字高柿257番地の5

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体：金砂郷町

事業が行われる区域：金砂郷町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定後から

概要：構造改革特別区域計画の変更申請の認定後から、幼稚園・保育所合築施設である金砂郷町立こどもセンターうぐいすの保育所施設において幼稚園児及び保育所児の合同活動を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

当区域は、過疎化、少子高齢化による幼児数の減少や核家族の増加に伴い、幼児が他の幼児と共に活動する機会が少なくなり、幼児の豊かな人間性と社会性を涵養するうえで課題が生じている。出生数は昭和30年代以降減少を続け、就学前児童数の人口に占める割合は昭和50年に6.2%、平成2年に5.2%、平成15年では4.3%となっている。また、65歳以上の老年人口割合は27.5%と少子高齢化が深刻である。

当区域内では幼稚園4園、保育所1所を設置し、このうち幼稚園1園と保育所を合築施設（こどもセンター）として運営しているが、幼児数の減少のため定員を大きく下回るクラスも生じている。

このため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき幼稚園・保育所合築施設である「金砂郷町立こどもセンターうぐいす」において幼稚園・保育所の一体的運営を推進し、また、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全

な発達を助長しようとするものである。

なお、合同活動が可能となる幼児数は、平成15年8月に認定された「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」に基づき、平成15年10月より幼稚園の保育室において5歳児28名（幼稚園15名、保育所13名）を対象に実施しているが、年度途中で増員し、幼稚園設置基準である35名を超えた場合には、幼稚園の保育室及び保育所の保育室の2クラスに幼児を分け、幼稚園教諭又は保育所保育士がそれぞれのクラスを担当し、合同活動を実施する予定である。この場合、保育所の保育室の面積は52.17平方メートルあり、児童福祉施設最低基準である幼児1人あたりの面積1.98平方メートルに換算すると26名となり、この範囲内で実施するものである。さらに3歳児・4歳児を対象とする平成16年度も平成15年度の幼児数から推定すると5歳児38名（幼稚園13名、保育所25名）、4歳児40名（幼稚園17名、保育所23名）、3歳児33名（幼稚園15名、保育所18名）であり、2クラス編成とすると、児童福祉施設最低基準を満たしている。また、幼稚園教諭及び保育所保育士については、全職員が幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、給料表の統一を既に実施している。こどもセンター職員については、平成15年10月1日より併任の辞令を交付している。保育・教育内容についても、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の変更の申請の認定に併せて指導計画の統一を行っているところである。